

小城郡合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小城郡合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、小城郡合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関する事。
- (3) 協議会の庶務に関する事。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長及びその他必要な職員を置く。

2 分掌事務は、別表1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故があるとき又は欠けたときの職務の代理

3 その他の職員は、上司の命を受け、それぞれの事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、会長の属する町の例により、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事。

- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第8条 事務を処理する場合の起案は、起案用紙(別記様式)を用いて行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事務局における文書の収受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長の属する町の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管理等は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する町の例による。

(給与)

第11条 職員の給与については、それぞれ職員の属する町の負担とする。

- 2 職員の旅費については、会長の属する町の例により協議会が支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

班 名	分 掌 事 務
総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係る資料の編纂、調整等に関すること。 5 協議会の広報に関すること。 6 佐賀県との連絡調整に関すること。 7 その他他の班に属さないこと。
計 画 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算に関すること。
調 整 班	<p>事務事業の調整及びそれに伴う 4 町間の調整に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総務分野の取扱いに関すること。 2 税務分野の取扱いに関すること。 3 教育分野の取扱いに関すること。 4 企画財政分野の取扱いに関すること。 5 住民分野の取扱いに関すること。 6 福祉分野の取扱いに関すること。 7 産業分野の取扱いに関すること。 8 建設分野の取扱いに関すること。 9 その他事務事業の実態調査に関すること。

別記様式（第8条関係）

起 案 用 紙（決裁伺い）

決 裁 区 分		保 存 期 間		文 書 番 号			文 書 分 類	
会 長 幹 事 長 事 務 局 長		1 年・3 年・5 年 10 年・永 久		小 合 協 第 号				
							簿 冊 番 号	
事 務 局 員		班 長	事 務 局 次 長	事 務 局 長	幹 事 長	副 会 長	会 長	
起 案	年 月 日			起 案 者	職 名			
決 裁	年 月 日							
施 行	年 月 日							
標 題								
		<p>このことについて、してよいでしょうか。</p> <p>このことについて、いたしましたので報告します。</p>						
文書のあて先、 提出先又は 取り交わし先								

小城郡合併協議会

別表 2 (第 9 条関係)

1 名 称	小城郡合併協議会長の印	小城郡合併協議会長 職務代理者の印
2 ひな形	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 印 協 小 議 城 会 郡 長 合 之 併 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 印 務 協 小 代 議 城 理 会 郡 者 長 合 之 職 併 </div>
3 寸 法	2 4 耗角	2 4 耗角
4 書 体	古印体	古印体
5 用 途	会長名をもって発する文書用	会長職務代理者名をもって 発する文書用
6 個 数	1	1